報 道 発 表 資 料 平成 29 年 12 月 13 日 福 岡 管 区 気 象 台

## 土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準の廃止について

福岡管区気象台は、地震の影響を考慮した大雨警報・注意報の暫定基準を見直し、平成29年12月20日から通常基準により運用します。

平成28年4月16日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により、震度5強を観測した福岡県みやま市では、地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、通常の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、福岡県と福岡管区気象台が共同で発表する福岡県土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査し、適切な見直しを行うこととしております。

今般、福岡県土砂災害警戒情報の暫定基準を、平成29年12月20日をもって 廃止して通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報 の暫定基準についても下記のとおり廃止し、通常基準に戻すこととしますので お知らせします。

また、土砂災害警戒判定メッシュ情報\*\*についても、通常基準による判定結果となるため、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

記

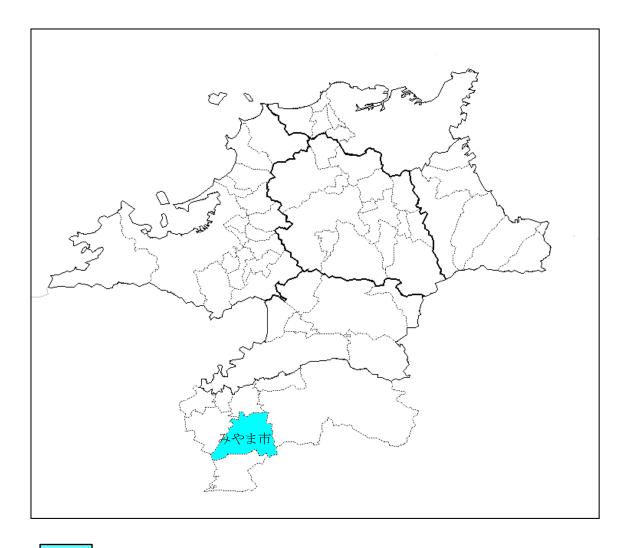
- 1 暫定基準を廃止する日時 平成 29 年 12 月 20 日 13 時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準とする市町村(別紙に図示) みやま市

これにより、福岡県内の市町村は全て通常基準となります。

※土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災 害)等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。 気象庁HP: http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/

> 本件に関する問い合わせ先: 福岡管区気象台予報課(電話 092-725-3604)

大雨警報・注意報の暫定基準の対象地域



地震により通常基準の8割で運用していたが、通常基準に戻す市町村